

7 第6号 受入医療機関確保基準（消防法第35条の5第2項第6号）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項を次のとおりとする。

（1）受入医療機関確保基準の適用について

傷病者の状況が生命に影響を及ぼすような緊急性が高いものとして分類された重篤を含む重症度・緊急度が高い症状・病態等については、医師からの特別の指示がある場合を除き、現場到着後、搬送先医療機関の選定にあたり複数力所に対し依頼をしてもなお搬送先を確定することが出来ず、受入医療機関の選定に30分以上の時間を要した場合に受入医療機関確保基準を適用するものとする。

（2）受入医療機関確保基準について

消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

受入医療機関が速やかに決定されず、受入医療機関確保基準の適用となった搬送事案については、原則として、最寄りの救命救急センター（ただし、救命救急センターへの搬送時間に30分以上を要すると想定される場合は地域の基幹病院）において一時受入れを行い、その後、受入救命救急センター等による地域内での調整のうえ、最終的な受入れ医療機関を決定する。

その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

地域の基幹病院等が全ての救急患者の受け入れを行うことは、基幹病院の疲弊を招き、地域における救急医療体制の崩壊を招くことから、専門的な処置が必要となり、広域的な対応が必要となる症状・病態等を除き、医療機関の確保については、病院群輪番制を実施する地域毎に、更なる初期、二次、三次の救急医療機関の機能分担を進めながら、原則として、既存の輪番体制により確保することとする。

また、輪番当番日の救急医療機関が患者の対応中等の理由により、傷病者の受入れが困難な場合について、それらの情報を消防機関へ伝達する方法としてはこれまでも三重県広域災害・救急医療情報システムを活用し情報共有を図ることとしているが、今後、よりリアルタイムで正確な情報の共有が医療機関と消防機関の間で行われるよう、救急医療情報システムについても改善を図り、受入医療機関確保基準の充実強化を図ることとする。